

令和4年度行政事業レビューシート ( 文部科学省 )

事業名	文化功労者年金の支給に必要な経費			担当部局庁	大臣官房人事課			作成責任者								
事業開始年度	昭和26年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	大臣官房人事課			人事課長 佐藤 光次郎								
会計区分	一般会計															
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	文化功労者年金法第1条			関係する 計画、通知等	-											
主要政策・施策	-			主要経費	恩給関係											
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰すること。															
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文部科学大臣が候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちから閣議了解を経て決定)に年金を支給し、これを顕彰すること。															
実施方法	直接実施															
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求									
	予算 の 状 況	当初予算	900	924	945	959	998									
		補正予算	▲21	▲17.5	▲10.5											
		前年度から繰越し	-	-	-	-										
		翌年度へ繰越し	-	-	-											
		予備費等	-	-	-											
	計		879	906.5	934.5	959	998									
	執行額		879	906.5	934.5											
	執行率 (%)		100%	100%	100%											
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)		100%	100%	100%											
令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由												
	文化功労者年金	959	998	対象者の死亡等による変動。 ※金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致し ない場合がある。												
	その他	0	0													
	計	959	998													
	活動内容 (アクティビ ティ)	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰すること。														
	活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標								単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
文化功労者の決定		文化功労者の「新規決定者 数」	活動実績	人数	251	259	267	-	-							
単位当たり コスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込								
	予算額(百万円)/支給者数(人) 文化功労者年金法施行令第1条において 「年金額は、三百五十万円」と規定		単位当たり コスト	百万円	3.5	3.5	3.5	3.5								
			計算式	百万/人	879/251	906.5/259	934.5/267	959/274								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度							
	文化功労者年金を対象者 全員に支給すること ※毎年度対象者全員に支 給することを目的としている ため目標最終年度は「-」	文化功労者年金の「支給者 数」	成果実績	人数	251	259	267	-	-							
			目標値	-	-	-	-	-	-							
			達成度	%	-	-	-	-	-							

根拠として用いた統計・データ名(出典)		文化功労者年金法第2条及び第3条 ※文化功労者年金法第2条に基づき、文部科学大臣は閣議了解を得て文化審議会文化功労者選考分科会の選考した者のうちから文化功労者を決定。また、同法第3条に基づき、文化功労者には終身、年金を支給。		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	12 文化芸術の振興		
	政策評価	12-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実	政策評価書 URL	<a href="https://www.mext.go.jp/content/20211224-mxt_kanseisk02-000019646_12-1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20211224-mxt_kanseisk02-000019646_12-1.pdf</a>
	施策		該当箇所	P5
	新経済・財政再生計画改革工程表	分野:		
取組事項	(新経済・財政再生計画改革工程表 2021) URL:			
		該当箇所		
<b>事業所管部局による点検・改善</b>				
		項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性		事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者を顕彰し、終身年金を支給する当事業は、日本の芸術文化の振興に寄与するものであることから、国民や社会のニーズが高いものである。
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	当事業は、文化功労者年金法に基づき、同施行令に定められた額を文部科学省が直接本人の口座に支給する制度である。
		政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者を顕彰し、終身年金を支給する当事業は、文化芸術の振興のために行う国の重要施策の一つであり、優先度の高い事業である。
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先の選定にあたっては、文化功労者年金法に基づき、文部科学大臣が候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちから決定しなければならないこととなっており、その妥当性や競争性を確保している。
		一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
		競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
		受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
		単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	文化功労者年金法施行令第1条に規定されている年金額を支給している。
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	当事業は、文化功労者年金法に基づき、同施行令に定められた額を文部科学省が直接本人の口座に支給する制度であるため、使途は限定されている。
		不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	
事業の有効性		成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	当事業の成果目標は、文化功労者年金法に基づき、対象者全員に支給することであることから、成果目標と成果実績は見合ったものとなっている。
		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	当事業は、文化功労者年金法に基づき、同施行令に定められた額を文部科学省が直接本人の口座に支給する制度であるため、他の手段・方法等が考えられる場合には当たらない。
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	対象者の死亡等による変動はあるが、それ以外は見込み通りである。
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業		関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
		事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	日本が真に文化国家として世界の諸国に伍していくには、国民が文化を尊重し、その向上発達を図り、文化国家であるという自覚を持つことが必要である。文化功労者年金は、それを具現化するための方策の一つとして「文化の向上発達に関し特に功績顕著な者」を顕彰するため、昭和26年に創設された文化功労者年金法に基づき支給するものである。当事業は、これまでに936名(令和4年4月1日現在)を文化功労者として決定するなど、長年にわたって日本の文化国家としての向上発達に貢献してきており、現在の事業内容・予算規模を維持すべきである。		
	改善の方向性	支給額、支給方法、対象者の選定等、当該事業の実施にあたっては、文化功労者年金法及び同施行令に基づいて適切に行われており、引き続き、適切に実施していく。		

外部有識者の所見

事業の目的及び内容については施策目標の達成手段として適切なものとなっている。また、成果指標は適切な指標となっており、成果目標値についても適正であると認められる。(西野委員)

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

この事業は、外部有識者の点検、事業所管部局による自己点検及び行政事業レビューワーキングチームによる点検の結果を踏まえ、特段の見直しは要しないものと考えられる。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

-

備考

○当事業は、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文化功労者)に年金を支給しこれを顕彰するために定められた、文化功労者年金法(昭和26年4月3日法律第125号)に基づき実施するものである。  
 ○年金は、文化功労者年金法施行令(昭和26年5月10日政令第147号)により、毎会計年度分を文化功労者を決定した日の属する会計年度から死亡した日の属する会計年度まで、年額350万円を支給することとされている。  
 ○昭和26年度以降の決定者総数は936名(令和4年4月1日現在)。令和3年度実績は、267人(4月1日該当者246人、新規決定者21人)となっている。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成23年度	1			
平成24年度	1			
平成25年度	360			
平成26年度	355			
平成27年度	351			
平成28年度	331			
平成29年度	340			
平成30年度	341			
令和元年度	文部科学省 - 0334			
令和2年度	文部科学省 0337			
令和3年度	2021 文科 20 0358			

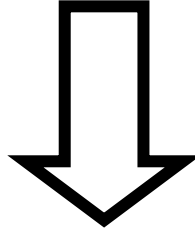
※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

なお、金額は単位未満四捨五入して記載していることから、合計が一致しない場合がある。

## 文化功労者年金の支給に必要な経費(フロー図)

文部科学省  
934.5百万円

文化の向上発達に特に功績顕著な者(文化功労者)に直接支給し、これを顕彰する。



### 【直接支給】

A. 文化功労者(267名)  
934.5百万円

文化功労者年金法施行令に基づき、1名当たり3.5百万円を直接支給

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.			B.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
文化功労者年金	文化功労者(1名分)	3.5			
計		3.5	計		0

